# 貸切バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和6年5月)

5月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

| No. | 事業者名 | 事業者所在地 | 営業所名 | 営業所所在地 | 処分年月日 | 処分の内容 | 主な違反の条項 | 監査実施の端緒及び違反行為の概要 | 当該違反点数 | 北海道運輸局累積違反点数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 華桜国際観光株式会社（法人番号５４３０００１０７０９２８）代表者馬栩楓 | 北海道札幌市北区北１５条西５丁目１番７号 | 千歳営業所 | 北海道千歳市上長都１１１９番地５ | R6.5.20 | 輸送施設の使用停止（１１０日車） | 旅客自動車運送事業運輸規則第２６条第１項　他３件 | 令和５年１０月２６日、令和５年１１月１７日、令和５年１２月２５日及び令和６年２月２８日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。４件の違反が認められた。（１）運行記録計による記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２６条第１項）、（２）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（４）１２月点検整備の実施違反（運輸規則第４５条第１号） | 11 | 11 |
| 2 | 有限会社佳嘉（法人番号５４３０００２０３９２２９）　代表者彭源基 | 北海道札幌市中央区南４条西６丁目８番地 | 東営業所 | 北海道札幌市東区東雁来６条２丁目６－１ | R6.5.20 | 文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他１件 | 令和６年２月８日及び令和６年３月４日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第３８条第１項）、（２）運転者に対する指導監督の記録事項違反（運輸規則第３８条第１項） | 0 | 0 |
| 3 | 壮瞥貨物運輸株式会社（法人番号１４３００００１０５６３６９）代表者毛利順一 | 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町２８３番地７ | 本社営業所 | 北海道有珠郡壮瞥町字滝之町２８３番地８ | R6.5.20 | 処分日車数４０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項 | 令和６年３月８日及び令和６年４月３日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項） | 4 | 10 |
| 4 | 株式会社浜中運輸（法人番号６４６０００１００３５４５）　代表者赤石美枝子 | 北海道厚岸郡浜中町浜中桜西２４番地 | 本社営業所 | 北海道厚岸郡浜中町浜中桜西２３番地 | R6.5.29 | 輸送施設の使用停止（２７０日車）及び文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第７条の２第２項　他１０件 | 令和５年１１月１５日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。１１件の違反が認められた。（１）運送引受書の写しの保存義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第７条の２第２項）、（２）乗務時間等の基準の遵守違反（運輸規則第２１条第１項）、（３）点呼の記録保存義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（５）点呼の記録の改ざん・不実記載（運輸規則第２４条第５項）、（６）運行指示書の作成、指示又は携行義務違反（運輸規則第２８条の２第１項）、（７）運転者に対する指導監督の記録改ざん・不実記載（運輸規則第３８条第１項）、（８）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（９）整備管理者の選任（解任）未届出違反（運輸規則第４５条）、（１０）運行管理補助者の選任解任届出義務違反（運輸規則第６８条）、（１１）輸送の安全にかかわる公表情報の報告義務違反（運輸規則第４７条の７第１項） | 27 | 27 |
| 5 | 北星三星交通株式会社（法人番号６４３００００１０４８６５９）代表者中島康 | 北海道滝川市明神町２丁目１番１５号 | 空知太営業所 | 北海道砂川市空知太西１条５丁目１番４号 | R6.5.29 | 処分日車数４０日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準３．（６）により文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項　他４件 | 令和５年１１月３０日及び令和６年２月１９日、関係機関からの情報を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）運転者に対する指導監督の記録事項違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（５）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項） | 4 | 4 |
| | 以下余白 | | | | | | | | | |